

山梨県公報

第千六百三十一号

平成十八年

一月十二日

木曜日

目次

告示

- 町村に係る公平委員会の事務の受託の廃止(二件).....一
- 一部事務組合に係る公平委員会の事務の受託の廃止(二件).....一
- 市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示.....一
- 結核予防法に基づく指定医療機関の廃止.....二
- 結核予防法に基づく医療機関の指定.....二
- 保安林の指定の解除の予定(二件).....二
- 土地収用事業の認定.....二
- 都市計画事業の認可.....四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件).....四
- 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧.....四
- 富士川中流域森林計画の変更案の縦覧.....五
- 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧.....五
- 開発行為に関する工事の完了について.....五
- 公安委員会.....五
- 検定合格者審査の実施について.....五
- その他.....五
- 山梨県内水面漁場管理委員会事務規程.....六
- 山梨県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程.....七
- 山梨県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程.....九
- 正誤.....九
- 平成十二年三月二十九日付け号外第十四号中.....一〇
- 平成十七年十二月二十六日付け第千六百三十号中(二件).....一〇

告示

山梨県告示第一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十七年十二月二十六日に東八代郡豊富村に係る公平委員会の事務の受託を廃止し、平成十八年二月二十日から施行することとしたので、告示する。
 平成十八年一月十二日
 山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第二号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十七年十二月二十六日に東八代郡中道町に係る公平委員会の事務の受託を廃止し、平成十八年三月一日から施行することとしたので、告示する。
 平成十八年一月十二日
 山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第三号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十七年十二月二十六日に京戸入会恩賜県有財産保護組合に係る公平委員会の事務の受託を廃止し、平成十八年一月一日から施行することとしたので、告示する。
 平成十八年一月十二日
 山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十七年十二月二十六日に中道町・豊富村中学校組合に係る公平委員会の事務の受託を廃止し、平成十八年二月二十日から施行することとしたので、告示する。
 平成十八年一月十二日
 山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第五号
 平成十七年十一月一日に塩山市、東山梨郡勝沼町及び同郡大和村を廃し、その区域をもって甲州市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。
 平成十八年一月十二日
 山梨県知事 山本 栄彦

三五、九二四

山梨県告示第六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十八年一月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
塩山市訪問看護ステーション	塩山市上於曾九百七十七番地の五

山梨県告示第七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年一月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
野村眼科内科医院	都留市四日市場八番地六
甲州市訪問看護ステーション	甲州市塩山上於曾九百七十七番地の五

山梨県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年一月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
山梨市牧丘町大字杣口字杣口山三〇〇八の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由

ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年一月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
笛吹市御坂町上黒駒字備石四三二八の八三
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
農道用地とするため

山梨県告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年一月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 起業者の名称
笛吹市
- 二 事業の種類
笛吹市春日居町駅周辺駐車場・駐輪場整備事業
- 三 起業地
1 収用の部分 笛吹市大字春日居町別田字東田町地内
2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由
1 法第二十号要件
笛吹市春日居町駅周辺駐車場・駐輪場整備事業（以下「本事業」という。）は、法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関するものであることから法第二十号第一号の要件に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十七年度にまちづくり交付金を受け財政措置を講じており、「起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、JR春日居町駅前駐車場及び駐輪場を整備する事業である。

JR春日居町駅（以下「春日居町駅」という。）を利用する通勤者及び通学者の車による送迎は、同駅前及び周辺の路上等で乗降が行われるため、それらの車両が円滑な交通の妨げとなり、通勤通学の時間帯は事故の発生のおそれが高い状況になっている。更に、春日居町駅前の既存駐輪場に駐輪できない二輪車の利用者は、駐輪場ではない場所へ駐輪してしまつたため、同駅前には乱雑な状況となり、他の利用者及び歩行者の通行の妨げとなっている。

この状況に対応するため、旧春日居町では平成八年度に「春日居町駅前周辺整備委員会」を発足させ、春日居町駅前周辺の整備を検討してきた。

その結果、平成十五年度に定められた「春日居町都市計画マスタープラン」では、春日居町駅前周辺地区の交通結節点としての整備及び安全・安心な交通環境の確保のため春日居町駅前周辺の整備を推進することが掲げられた。

また、平成十六年に発足した笛吹市においても、本事業は、継続し推進していくこととされた。

本事業が完成すると、送迎車両は駐車場を利用することができるようになるため、路上駐車がなくなり、春日居町駅前周辺道路の送迎時の交通事故の危険性が大幅に低下する。また、既存の駐輪場に収容できなかった二輪車は新たな駐輪場に収容できるため、歩行者が安全に通行することが可能となる等本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、造成工事は小規模であり、予定建築物もないことから周辺環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、平成八年度から旧春日居町において検討されてきた。また、平成十五年に「春日居町都市計画マスタープラン」を策定するにあたって実施した町民千人を対象にしたまちづくり意向調査結果も、駐車場及び駐輪場整備の要望が多かったことから、同マスタープランにおいて、本事業は推進していくべきであると結論付けられており、平成十六年十月に合併により笛吹市となつてからも継続して推進していくこととされている。

更に、春日居町駅前及び同駅前周辺における送迎時の混雑に伴う事故発生危険性、乱雑に置かれた自転車及びバイクが歩行者の通行の妨げとなっている状況等は速やかに解決する必要がある。

(二) これらの状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本事業に係る起業地の範囲は、旧春日居町で行った春日居町駅前周辺整備事業町民意向調査の結果及び国勢調査結果等から利用者数を推計し、道路構造令から必要面積を積算しており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5

結論
1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

笛吹市建設部まちづくり推進課

山梨県告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十八年一月十二日

一 施行者の名称

山梨県知事 山本 栄彦

昭和町

二 都市計画事業の種類及び名称

都市公園事業 押原公園

三 事業施行期間

平成十八年一月十二日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 山梨県中巨摩郡昭和町大字押越地内
- 2 使用の部分 なし

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十八年一月十二日

申請のあつた年月日

平成十七年十二月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 富士山サポートセンター

2 代表者の氏名 近藤光一

3 主たる事務所の所在地 富士吉田市旭四丁目一番七号

4 定款に記載された目的

この法人は、富士山周辺地域において、地域や年齢を超えた子どもから大人まですべての人を対象に、良質で適切なエコツーリズム事業などの「自然・文化・歴史」に関する教育活動や観光に関する事業及びこれらの専門的な指導者の育成を行うとともに、エコツーリズムに関する情報の収集、提供、普及、啓発、調査研究、プロ

グラム開発、政策提言、実践支援を行い、教育の進歩と発展、エコツーリズムの普及及び振興をもって不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする。併せて、富士山周辺地域におけるエコツーリズムの持続的な発展と地域の文化や歴史や自然環境の保全につとめ、もって、持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。
縦覧期間 平成十七年十二月十五日から平成十八年二月十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十八年一月十二日

申請のあつた年月日

平成十七年十二月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 健康と長寿を考えるやすらぎの会

2 代表者の氏名 村尾春雄

3 主たる事務所の所在地 北杜市大泉町西井出八千二百四十番地二千四百三十九

4 定款に記載された目的

この法人は、全ての人々に対して、健全なる心身を育成し、健康増進を図るための事業を行い、併せて地域社会に催事・芸術・文化・豊かな自然を提供する活動を推進することにより、社会貢献に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十二月十七日から平成十八年二月十六日まで

● 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により富士川上流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県峡中地域振興局林務環境部、峡東地域振興局林務環境部及び峡北地域振興局林務環境部において、この公告の日から平成十八年二月十三日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
平成十八年一月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

● 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により富士川中流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県峡南地域振興局林務環境部において、この公告の日から平成十八年二月十三日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成十八年一月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により山梨東部地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部及び吉田林務環境部において、この公告の日から平成十八年二月十三日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成十八年一月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年一月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市竜王字片瀬六九の二、六九の三、七二の四、七三の一、七三の二、七三の八、七六の五、七七の二及び七七の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市下今井八十九番地 有限会社上野油店 代表取締役 上野和彦

公安委員会

● 検定合格者審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定による

審査（以下「検定合格者審査」という。）のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除されている者（以下「免除者」という。）を対象とする検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成十八年一月十二日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 実施期日（受付期間）

平成十八年二月十四日（火）から当面の間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の

午前九時から午後五時まで

二 検定合格者審査対象者

検定規則附則第七条第二項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者

三 申請手続

1 提出書類

(一) 審査申請書 一通

(二) 写真 一枚（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(三) 旧検定に基づく検定合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し

(四) 免除者に該当することを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

(五) 山梨県公安委員会以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者にあつては、住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）又は山梨県内の営業所に属することを疎明する書面

2 申請書提出先

検定合格者審査を受けようとする者は、前期三一の書類を次のいずれかに提出すること。

(一) 申請者の住所を管轄する警察署

(二) 申請者が現に警備員である場合は、営業所の所在地を管轄する警察署

(三) 山梨県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、山梨県内に住所及びその属する営業所のいずれも有しない者にあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

四 その他

1 審査方法及び結果の通知

提出された申請書類等により書面審査を行い、合格者には、成績証明書を交付する。

- 2 問い合わせ先
山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五 二三五 二二二一内線 三〇二二）

その他

山梨県内水面漁場管理委員会告示第一一号

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程を次のように定める。
平成十八年一月十二日

山梨県内水面漁場管理委員会
会長 北 村 眞 一

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程

（所掌事務）

第一条 山梨県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他法令の定めるところにより、山梨県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項、その他漁業法によりその権限に属する事項を処理する。

（事務所の所在地）

第二条 委員会の事務所は、山梨県庁内に置く。

（委員会）

第三条 委員会は、委員一〇名をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、地区別に小専門委員会を組織することができる。小専門委員会の運営は、本規程に準ずる。

（会長の職務）

第四条 委員会に正、副会長を置く。正副会長は委員が互選する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第五条 委員会の会議は会長が招集する。ただし、会長、副会長がともに欠け、若しくは事故あるときの会議又は委員選任後最初に行われる会議は、知事が招集する。

2 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から七日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

第六条 委員会は定数の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 委員会の会議は公開とする。

第七条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認められた場合には、この限りでない。

第八条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員から発言を求められたときは、その要求の順序によって、会長がこれを許可する。

第九条 委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し発言することができる。

第十条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成する。

一 委員会の日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議事事項

四 議決の結果

五 その他、重要な事項

第十一条 議事録には、会長及び会長の指名する出席委員二名以上が署名するものとする。

第十二条 議事録は、一般の縦覧に供する。

（県公報への登載）

第十三条 委員会に関する公示は、山梨県公報に登載して行う。

（事務局）

第十四条 委員会の事務を処理するため、山梨県農政部長農水産課に事務局を置く。

2 事務局には、次の職員を置くものとする。

一 事務局長

二 事務局次長

三 書記

3 事務局長は花き農水産課長、次長は花き農水産課長補佐、書記は花き農水産課職員をもって充てる。

(公印)

第十五条 委員会及び会長の公印は別図のとおりとする。

2 公印の管守者は、会長が指名する職員とする。

(規程の改正)

第十六条 この規程の改正は委員会の議決によって行う。

(雑則)

第十七条 前各条に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附則

この規程は、平成十八年一月十二日から施行する。

別図(第十五条関係)

委員会印

会長印



二十四ミリメートル平方

二十四ミリメートル平方

山梨県内水面漁場管理委員会告示第一二二号

山梨県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程を次のように定める。

平成十八年一月十二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 北村 眞一

山梨県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程

山梨県内水面漁場管理委員会規約

(趣旨)

第一条 山梨県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(以下「法」という。)第十条、第二十一条、第三十四条第二項、第三十七条第一項、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項、第二項及び第十二項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)並びに第三十八条第三項の規定による処分に係る意見の聴

取の手続については、法及び漁業法施行令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(開催の決定)

第二条 委員会において、意見の聴取(法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第十五条において同じ。)を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第三条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

(期日、案件の公示)

第四条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、次の各号に掲げる事項を公示する。

- 一 予定される処分内容及び根拠となる法の条項
- 二 意見の聴取の期日及び場所
- 2 前項の公示は、次に掲げる方法による。
 - 一 県の公報に掲載
 - 二 委員会の事務所の掲示板に掲示

(代理人)

第五条 当事者は、代理人を選任するときは、書面でその旨を委員会に届出なければならない。選任した代理人を解任するときも同様とする。

(参加人)

第六条 委員会は必要があるときは、当事者以外の者であつて当該処分につき利害関係を有するものと認められる者に対し、意見の聴取に関する手続に参加することを求め、又は意見の聴取に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条の規定は、前項の代理人について準用する。

(意見の聴取の期日の変更)

第七条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立により又は職権で意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第八条 委員会は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、予定される処分内容及び根拠となる法の条項並びにその原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明しなければならない。

2 当事者又は参加人は、意見の聴取の期日に出頭して、弁明し、及び証拠を提出し、並びに委員会の許可を得て委員会に質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 委員会は、意見の聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、弁明若しくは証拠の提出を促すことができる。

5 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該議案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

6 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第九条 第六条第一項の参加人の参加許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを証明する資料を提出してするものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第十条 法第三十四条第七項(第二十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十三項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となつた場合については、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第十二条第三項及び第十三条第二項において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に充分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧の請求があつた場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることが

できないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第三十四条第七項後段(第三十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第十一条 第七条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。(弁明書の提出)

第十二条 当事者又は参加人は、意見の聴取の期日への出頭に代えて、委員会に対し、意見の聴取の期日までに弁明書及び証拠を提出することができる。

2 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の弁明書及び証拠を示すことができる。

(弁明書の記載事項)

第十三条 前条第一項の弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事実についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調査及び報告書)

第十四条 委員会は、意見の聴取の審理の経過を記載した調査を作成し、当該調査において、処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の弁明の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調査は、意見の聴取の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には意見の聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

3 委員会は意見の聴取の終結後速やかに、当該事案に係る委員会の意見を記載した報告書を作成し、第一項の調査とともに知事に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調査及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。(意見の聴取の調査及び報告書の記載事項)

第十五条 前条第一項の調査には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 意見の聴取の期日及び場所

三 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所
四 意見の聴取の期日に出頭しなかつた当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

五 当事者等の弁明の要旨（提出された弁明書における弁明を含む。）
六 提出された証拠の標目
七 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図画、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 前条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見

三 前号の意見についての理由

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第十六条 第十四条第四項の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

（続行期日の指定）

第十七条 委員会は、意見の聴取の期日における審理の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見の聴取の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第五条の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の住所が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条中「当該処分名あて人となる者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」と読み替えるものとする。

（意見の聴取の再開）

第十八条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認める

ときは意見の聴取を再開することができる。前条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

附則

この規程は、平成十八年一月十二日から施行する。

山梨県内水面漁場管理委員会告示第一—三号

山梨県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程を次のように定める。

平成十八年一月十二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 北 村 眞 一

山梨県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程

山梨県内水面漁場管理委員会規約

第一章 総則

（根拠）

第一条 山梨県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が漁業法の規定に基づいて公聴会を開催しようとするときは、この規程に定めるところによる。

（開催の決定）

第二条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしななければならない。

（会議上の拘束）

第三条 委員会は、公聴会において討論及び表決を行わない。

第二章 公聴会

（日時、案件の公示）

第四条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から少なくとも二週間前に、日時、場所、及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法によるものとする。

一 県の公報

二 掲示

（文書の提出）

第五条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）にあらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

（公述者の範囲）

第六条 公聴会における公述者の範囲は次に掲げるものとする。

一 漁業者

- 二 入漁権者
- 三 漁業権漁業の経営者
- 四 漁業協同組合関係者
- 五 その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

第七条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者があるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述者の発言)

第八条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第九条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を越えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を越え、又は公述者に不穏当な言動があつたときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第十条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第十一条 公述者は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附則

この規程は、平成十八年一月十二日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十二年三月二十九日山梨県条例第五十四号(山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例)

一五三	上	終わりから七	事 例	事 務
-----	---	--------	-----	-----

平成十七年十二月二十六日人事委員会規則第四十一号(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則)

八六二	上	終わりから八	、休日及び休暇	等
同	同	終わりから三	、休日及び休暇	等
同	同	終わりから二	、休日及び休暇	等

平成十七年十二月二十六日山梨県教育委員会告示第七号(山梨県指定有形文化財及び山梨県指定天然記念物の指定)

八六三	下	終わりから三	曾 根 修 曾 根 修 一
-----	---	--------	---------------